

多度津町監査委員公表第1号

令和6年1月22日受理した多度津町職員措置請求について、地方自治法第242条第5項の規定により監査を行った結果を別紙のとおり公表します。

令和6年3月19日

多度津町監査委員 岸上 善宣

多度津町監査委員 村井 勉

第1 請求概要

1 請求人

香川県仲多度郡多度津町 (略)
(略)

2 請求書の受理

(1) 請求書の收受

請求人が令和6年1月22日、午後3時頃に (略) に所在する (略) にて執務中の岸上 善宣 多度津町監査委員に本件「多度津町職員措置請求書」を手渡した。

(2) 請求書の受理

岸上 善宣 多度津町監査委員から令和6年1月22日、午後4時30分頃に請求人の (略) より「多度津町職員措置請求書」の收受をしたとの電話連絡があり、翌日の同年1月23日、午前10時頃に本件請求書を多度津町議会事務局まで持参した。

3 監査請求の要旨

町長に対し、多度津町が多度津町まちの再生・高付加価値化促進事業補助金交付要綱（令和4年多度津町要綱第40号）にもとづき、令和4年12月から同5年3月にかけて交付した補助金 金 9,969,000 円と同額を町に返還するよう、請求する措置を求める。

第2 監査の実施

1 監査の期間

令和6年1月23日（火）から令和6年3月12日（火）まで

2 監査の対象部局

政策観光課を監査対象とした。

3 請求の要旨

本件補助金交付事務は、対象者の資金調達ニーズを承知して、恣意的に交付をしており衡平性を欠いていると評価すべきであること、要綱について、公金（補助金）が適切に支出され、その後のモニタリングが適切に行われるための規定もなく、また要綱に沿った正しい運用がなされておらず、ずるずると公金が支出されているというべきである。本件補助金の交付については、

町長に、地方自治法第 242 条 1 項にいう、「違法もしくは不当な公金の支出、・・・財産の管理若しくは処分」があったと認められる。また、要綱の整備及び運用を誤ったことについては、町長に、同項にいう、「違法若しくは不当に・・・財産の管理を怠った」事実があると認められる。この結果、町長は、町に補助金として交付された金 9,969,000 円の損害を被らせているというべきであるから、損害を補填させるため、町長に、補助金相当額を、町に返還するよう請求する措置を求めるものであるというもの。

4 請求理由

別添「多度津町職員措置請求書」のとおり

(1) 本件補助金の問題点

本件補助金の設計にあたって、選考会の体裁はとっているものの、他を排除し、事業者 A、B へ交付を意図して設計されており不当である。

① 広報（応募）期間の短さ

ア 本件補助金の広報期間は令和 4 年 8 月 5 日の議会承認後から同年 9 月 15 日とされた。具体的には、8 月 10 日に町 HP に募集要項が掲載、同月 12 日より商工会議所及び自治会宛募集チラシの回覧が開始され、町 SNS へも掲載された。町発行の広報誌にも掲載されたが、配布開始は 8 月 25 日以降であった。

イ 一事業者宛上限 500 万円の補助事業は前例のない規模のものであるに対して、広報（応募）期間が不十分である。町内の事業者数約 900 社、小売・店舗を有する事業者 200 弱に対し、応募が 11 事業者であったことが、その証左である。

ウ また、準備期間の不足がプレゼンテーション実施の告知の不味さにも表れている。町の HP には、「多度津町まちの再生・高付加価値化促進事業補助金【申請要領】（資料 3）」、「同【関係手続フロー図】（資料 4）」、「同交付要綱（資料 1）」の 3 種類が掲載されているが、申請要領、交付要綱にはその記載がなく、【関係手続フロー図】内の中段に「申請者の方に審査会へご参加いただき、プレゼンテーションを行って頂く可能性があります。」とあるのみであった。これでは、二次審査にプレゼンテーションがあると不知の者があっても不思議でない。

エ 果たしてプレゼンテーションは実施されたが、その結果は重大なものとなった。一次の書類審査で、事業者 A に次ぐ 2 位であった第三事業者 C が、二次審査のプレゼンテーションで事業者 B に逆転され、補助金交付

の対象から漏れてしまったのである。

- オ 応募期間の短さは、応募事業者側からみれば準備期間の短さに繋がる。衡平性を担保するのに十分であったとは評価できない。
- カ この点、町は「年度末に国へ報告する必要から、かかるスケジュールとなった」と説明する。原資である国の交付金は令和2年5月からあるのであるから、より早い時期に予算化すべきであり拙速に行う必要性はない。応募（準備）期間が長ければ、より多くの事業者が応募できた。応募期間の短さは、町により近い事業者に有利となる。

②対象事業の範囲の狭小さ

- ア 本件補助金の原資は、令和2年5月から始まった国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（資料6）」である。その活用は、いくつかの例が示されているが、実質的には「地域の実情に応じた取組の財源」として原則自由とされている。
- イ しかしながら、「同Q&A 1—20（資料7）」をみれば「特定の事業者等に対してのみ支援を行う事業については、（中略）必要性や費用対効果を十分吟味したうえで、実施することが望ましい。」「また上記に加え、実施計画に記載する事業のうち一の個人又は事業者等あたり1,000万円以上を支援するものについては、交付金の効果的・効率的な活用を促す観点から、ホームページ等での公表及び公表内容等の実施計画への記載を求めている」と、一事業者に篤く支援することは慎重を期すよう記載がある。
- ウ にも拘らず、本件補助金は、要綱第1条で「新型コロナウイルス感染症の影響によってダメージを受けた本町の地域コミュニティ及び地域経済の早期回復を図るため」としながら「古民家や店舗を活用した交流拠点の整備や歴史・文化・食などの地域資源を活かした新たなコンテンツの開発・磨き上げ、地域内周遊の促進」と極めて狭小な事業に限定した。
- エ コロナウイルス感染症の影響が全町に及んでいるにも拘わらず交付対象者を（上位）二者のみとしたが、それは国の企図にもそぐわない。

③補助金額、補助率の不自然さ

- ア 本件補助金は、一事業者あたり100万円以上500万円迄とし、補助率は90%とされた。前述の通り、上限500万円は、国の方針の事実上の上限額であるが、本町としては過去に例のない高額かつ高補助率の補助金制度である。
- イ 尚、事業者A及びBに、合わせて1,000万円を交付しているが、当該二者がみなし同一法人にあたるかどうかについての町の検証がない。A、

Bの代表者は異なるが、事業者Bの代表者が、Aの理事を兼務しており、立地的にも協働して事業を進め、かつ連携していることは周知のことである。（資料 20、21、22 参照）また補助金申請目的の事業内容も、略同一であり、みなし同一法人でないことの確認は必要であった。仮にみなし同一法人であれば、本件補助金額は国の方針に対し全く不当になる。

④募集方法の閉鎖性

- ア 本補助金の応募・審査に際して、各事業者から町へ様々な問い合わせがあった。その際、町は問合せのあった事業者毎に個別に回答を行った。
- イ これは衡平な競争を促す観点から問題である。他の事業者への回答を知ることができれば同じ条件で応募作業を進めていける。そうすれば、より町に近い事業者が有利となることを回避できるが、そういう措置はなされなかった。各事業者からの問い合わせは、誰でも閲覧できる方法で開示されなければ衡平性は担保されない。
- ウ 本町にそれについての理解がないことは、選考会を採択する上で、その資格を疑う。

⑤選考方法の不当さ

- ア 要綱第4条第2項に交付対象外についての規定がある。その第2号に「既存施設の改修のうち、単に維持修繕を目的とするもの」とある。事業者Bの補助金申請目的は、「煙突周りの屋根の改修」であった。町は「結果的にゲストハウスへの改修に供されていれば補助金交付は問題ないと」と説明するが、これには違和感がある。煙突周りの屋根の修繕は、令和3年6月のCFの目的であり、別棟のゲストハウス化は、令和3年12月のCFで調達済である。ゲストハウス化に重点をおけば二重金融となるし、屋根の修繕に重きをおけば単純修繕、即ちそのような資金は、補助金に頼らず借家人である事業者B乃至所有者（大家）にて負担すべきものである。税金が原資となる補助金の使途が雨漏りのする屋根の修理では町民の理解は得られない。
- イ また、要綱第7条第1項に「町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに提出された書類の審査を行うとともに、現地調査などの必要な調査、申請内容等に係る審査会を実施し、これらの結果を総合的に勘案して、補助金交付の可否を決定するものとする。」と規定している。このうち現地調査は、応募のあった全11事業者について全く行っていない。現地調査は必要であれば行うと解釈できるが、事業者Bにおいては、当時複数のCF、町以外の補助金等で1年中改修工事を行っていた。また改修箇所も、工事業者夫々で別になっており、本件補助金により一か

ら始める他の応募事業者とは事情が異なる。現地確認せずに、補助金が正しく活用されるか、実態が明らかになるものではない。町は、それを怠った。というよりむしろ、担当する課にそのノウハウがなかった。事業者から出された資料のみを抛りどころに、対象事業たる工事箇所を把握したつもりになっている。完工後現地を確認したとの説明はあるが、全く意味をなさない。尚、当社CF記述からゲストハウスは、補助金交付前の令和4年12月23日には完工済であった。(資料13参照)

ウ 更に要綱第16条に「交付決定の取消し」事由が規定されている。第1号に「補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき」、第4号に「補助金の交付決定前に補助対象事業に着手したとき」とあり、それらに該当すれば交付決定は取消しとなるのである。CFで既に本件補助金と同じ使途で資金調達を行い、また屋根の改修工事は令和3年7月に着手済である。前述の現地確認を怠ったため、その検証を行う機会を町は逃している。換言すれば、現地調査をしないことでスムーズに事業者Bに交付決定できた、と言える。まさに交付ありきの所業であり、到底看過できない。自ら規定した条文の意味も目的も正しく理解せず、不作為により要綱を形骸化させた。

⑥プレゼンテーション手続きの不味さ

- ア 一次の書類審査で、事業者Aに次ぐ2位であった第三事業者Cが、二次審査のプレゼンテーションで事業者Bに逆転され、補助金交付の対象から漏れたことは前述した。
- イ 審査会は、民間から4名、町から副町長、各課長ら6名の計10名で構成された。審査は、事業者A、Bが順当に選出されるよう実績と実現可能性に重きを置いた。
- ウ しかしながら書類審査で事業者Bは3位となり交付対象外となった。そのため申請要領、要綱に記載のないプレゼンテーション審査を行った。事業者A、Bは、自社内外で何度もプレゼンテーションを行っており巧者である。プレゼンテーションに不慣れな他の事業者はまず太刀打ちできない。実際、順位が下げられた事業者Cのプレゼンテーションは「酷かった」、「具体性、実現性に欠けた」と評された。
- エ 公平な社会においては、このようなことは許されるべきではない。町は、準備不足なうえに不慣れな事務に町民を追い込み、その尊厳を踏みにじた。本件が、町民から「出来レース」と評される所以でもある。順位が変わるようなプレゼンテーションは行うべきでなかったし、仮にそうせざるを得ない場合も、事業者Cが、全く補助金が得られないというよ

うな事態は回避すべく何らかの手立てを講じるべきであった。

オ 手品ではミスディレクション（誤認への誘導）が常套手段であるが、本件補助金の制度設計にも同様の手口が仕組まれており、悪質かつ不当である。

⑦要綱策定上の不備

ア 要綱に規定していながらそれを正しく運用していなかったことをすでに指摘しているが、そもそも要綱自体が不十分である。

イ まず、全ての応募（希望）者が衡平に扱われるための方策がとられていない。Q&Aが等しく開示されていないことがその第一である。要綱に規定すべきであった。

ウ 現地調査等の必要に応じて行うとした事務について、やる、やらないを判断した証左を全く残していない。その旨も規定しておくべきであった。

エ 要綱第16条の交付決定の取消し事由についても、事後に取消しとなる事由を、事前の審査の過程で検証しておく規定がない。後で取消しするのであれば事前に確認しておくべきであるし、取消し事象が判明したときに取り消さないことも問題である。

オ 事業の着手の概念も曖昧である。事業の着手の準備段階として資金調達や、事業計画のどの段階がそれにあたるか、定めがない。補助金はまさに現金であるため、交付してしまえば当該補助金がどの事業に充てられたか、判別することは難しい。年中改修工事を行い資金調達に忙しかった事業者Bにおいては、外部から判別することは、まず困難であり、やはり現地調査を行う等、慎重の上にも慎重に審査事務を行うべきであった。二重調達、資金流用を検証するにもその手立ての規定がない。

カ もう一点、補助金のトレースの規定がない。要綱第8条で「町長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の進捗状況について報告を求め、又は実地調査をすることができる。この場合において、町長は、補助対象事業が補助金交付決定の内容（中略）に適合しないと認める時は、補助事業者に対し、必要な措置を講じるよう求めることができる」と規定されている。問題は、報告を求めたり実地調査をしたりするのは、「事業の進捗状況」であって、補助金がどう使われたかは直接の対象になっていない。即ち、補助金がどう使われたかのトレースが可能になっていない。町として一番知るべき事柄についての規定がない。

キ 要綱第12条第2項において、向こう3か年度に亘り事業者から利用実績や効果についての実績報告を受けると規定している。過去にない規模の補助金交付事務に対して悠長な規定と言わざるを得ない。事業者Aにお

いて、令和5年3月に改修工事が完工した旨報告されているが、肝心の補助事業の対象である宿泊事業の許可をとることもなく、令和5年9月の定例議会の一般質問で採り上げられるまで、その対応がなされていなかった。事業者Aは、特定非営利法人（NPO法人）であるため事業内容、決算を開示している。令和5年6月の当局への報告時点で、新たな事業として宿泊事業は届出がなされておらず、また資産勘定に宿泊施設の項目も見当たらない。（資料16参照）。事業者Aの民泊事業は、令和5年9月18日に漸く同社HPに民泊申請準備中との記載がされ、同年同月21日に申請が受理された旨の記載があった。要綱にないプレゼンテーションで「実現可能性」「熱意」「意欲」を町は確認したにも拘わらず、である。資金トレースもさることながら、町はこれらを全く関知しておらず交付ありきの姿勢とみられ不味である。

2. 補足

ア 本件補助金交付事務について小職が令和5年9月定例議会において一般質問を行い、町行政事務を糺した。一般質問時「事業者BのCFについて町は知っていたか」との質問に対し町は「CFについては確認できていませんでした」と答弁を行っている。当然、CFの調達不調と本件補助金企画とを関連付けさせないことを意図したものと判断する。実際には、公職選挙法に抵触しない方法を十分に確認した上で、町長名で応援メッセージを寄せる程、前のめりに支援をする関係にあったにも拘わらず、である。補助金交付対象者の調達状況を把握した上で補助金を立案・交付したことは極めて不当な行為である。

イ 更に令和4年度までに、本町のみで、事業者Aに対し960万700円、事業者Bに対し1,166万円の補助金を交付している。二社合計では2,126万700円である。本町においてこのように多額の補助金の交付を受けている事業者はない。もはや町行政の裁量権を大きく逸脱しており異常である。

3. 結論

以上の通り、本件補助金交付事務は、対象者の資金調達ニーズを承知して、恣意的に交付をしており衡平性を欠いていると評価すべきであること、要綱について、公金（補助金）が適切に支出され、その後のモニタリングが適切に行われるための規定もなく、また要綱に沿った正しい運用がなされておらず、ずるずると公金が支出されているというべきである。

本件補助金の交付については、町長に、地方自治法第242条第1項にいう、「違法もしくは不当な公金の支出、・・・財産の管理若しくは処分」があつ

たと認められる。また、要綱の整備及び運用を誤ったことについては、町長に、同項にいう、「違法若しくは不当に・・・財産の管理を怠った」事実があると認められる。

この結果、町長は、町に補助金として交付された金 9,969,000 円の損害を被らせているというべきであるから、損害を補填させるため、町長に、補助金相当額を、町に返還するよう請求する措置を求めるものである。

第3 監査の実施方法

監査の実施に当たっては、今回の多度津町職員措置請求に添付して提出された資料に基づき、その内容の検証を行なうとともに監査対象部局から事実関係や経過が分かる資料の提出を受け、調査を実施した。

本件請求について、前記事実関係の確認に基づき、次のように判断する。

補助金の支出の違法又は不当を判断するに当たり、補助金の支出が違法となる場合は、補助金の支出につき公益上の必要があると判断したことについて、裁量権の逸脱又は濫用であった場合（最高裁平成 17 年 11 月 10 日判決）であり、不当となる場合は、補助金の支出につき公益上の必要があると判断したことについて裁量権の逸脱又は濫用に当たらない程度の不合理な行使があった場合と解するのが相当である。

第4 監査の結果

本件請求は理由がないものと認め、棄却する。

第5 結論及び判断理由

1. 監査委員の判断

(1) 本件補助金の問題点について

本件補助金の設計にあたって、選考会の体裁はとっているものの、他を排除し、事業者 A、B へ交付を意図して設計されており不当である。という主張については、多度津町まちの再生・高付加価値化促進事業補助金申請要領 4 ページの【交付申請関係書類の提出から交付決定まで】の②において「申請受付期間内に受理した事業について、書類審査や審査会などを行い、実際に町が補助を行う事業を選定します」との記載や【関係手続フロー図】に「申請者の方に審査会へご参加いただき、プレゼンテーションを行って頂く可能性がありますので、その際にご参加をお願いします。」との記載があり、応募のあった 11 事業者を対象に 10 名の審査員による第 1 次審査を行なって 5 事業者を選考したのちにプレゼンテ

ーションの2次審査を実施して、全ての審査項目を採点した結果に基づいて上位2事業者に決定していることから、そのことをもって違法または不当とは言えない。

① 広報（応募）期間の短さについて

ア 本件補助金の広報期間は令和4年8月5日の議会承認後から同年9月15日とされた。具体的には、8月10日に町HPに募集要項が掲載、同月12日より商工会議所及び自治会宛募集チラシの回覧が開始され、町SNSへも掲載された。町発行の広報誌にも掲載されたが、配布開始は8月25日以降であった。という主張については、募集開始から募集終了までに約1箇月の応募期間を設定しているので、そのことをもって違法または不当とは言えない。

イ 一事業者宛上限50万円の補助事業は前例のない規模のものであるに対して、広報（応募）期間が不十分である。町内の事業者数約900社、小売・店舗を有する事業者200弱に対し、応募が11事業者であったことが、その証左である。という主張については、募集開始から募集終了までに約1箇月の応募期間を設定しており、応募が11事業者あったことから、そのことをもって違法または不当とは言えない。

ウ また、準備期間の不足がプレゼンテーション実施の告知の不味さにも表れている。町のHPには、「多度津町まちの再生・高付加価値化促進事業補助金【申請要領】（資料3）」、「同【関係手続フロー図】（資料4）」、「同交付要綱（資料1）」の3種類が掲載されているが、申請要領、交付要綱にはその記載がなく、【関係手続フロー図】内の中段に「申請者の方に審査会へご参加いただき、プレゼンテーションを行って頂く可能性がありますので、その際にご参加をお願いします。」とあるのみであった。これでは、二次審査にプレゼンテーションがあると不知の者があっても不思議でない。という主張については、多度津町まちの再生・高付加価値化促進事業補助金申請要領4ページの【交付申請関係書類の提出から交付決定まで】の②において「申請受付期間内に受理した事業について、書類審査や審査会などを行い、実際に町が補助を行う事業を選定します」との記載や【関係手続フロー図】に「申請者の方に審査会へご参加いただき、プレゼンテーションを行って頂く可能性がありますので、その際にご参加をお願いします。」との記載があることから、そのことをもって違法または不当とは言えない。

エ 果たしてプレゼンテーションは実施されたが、その結果は重大なものとなった。一次の書類審査で、事業者Aに次ぐ2位であった第三事業者C

が、二次審査のプレゼンテーションで事業者Bに逆転され、補助金交付の対象から漏れてしまったのである。という主張については、多度津町まちの再生・高付加価値化促進事業補助金申請要領4ページの【交付申請関係書類の提出から交付決定まで】の②において「申請受付期間内に受理した事業について、書類審査や審査会などを行い、実際に町が補助を行う事業を選定します」との記載や【関係手続フロー図】に「申請者の方に審査会へご参加いただき、プレゼンテーションを行って頂く可能性がありますので、その際にご参加をお願いします。」との記載があることから、そのことをもって違法または不当とは言えない。

オ 応募期間の短さは、応募事業者側からみれば準備期間の短さに繋がる。公平性を担保するのに十分であったとは評価できない。という主張については、募集開始から募集終了までに約1箇月の応募期間を設定しているので、そのことをもって違法または不当とは言えない。

カ この点、町は「年度末に国へ報告する必要から、かかるスケジュールとなった」と説明する。原資である国の交付金は令和2年5月からあるのであるから、より早い時期に予算化すべきであり拙速に行う必要性はない。応募（準備）期間が長ければ、より多くの事業者が応募できた。応募期間の短さは、町により近い事業者に有利となる。という主張については、令和4年8月5日の臨時議会での補正予算成立後に所定の手続きを経て8月10日に町HPに募集要項を掲載、同年同月12日より商工会議所及び自治会宛募集チラシの回覧を開始し、町SNSや町発行の広報誌にも掲載するなど、募集開始から募集終了までに約1箇月の応募期間を設定していることや審査をはじめ交付決定などの諸手続き後から始まる工事及び工事完了後の実績報告等を国へ提出する期間を考慮すると、そのことをもって違法または不当とは言えない。

②対象事業の範囲の狭小さについて

ア 本件補助金の原資は、令和2年5月から始まった国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（資料6）」である。その活用は、いくつかの例が示されているが、実質的には「地域の実情に応じた取組の財源」として原則自由とされている。

イ しかしながら、「同Q&A 1—20（資料7）」をみれば「特定の事業者等に対してのみ支援を行う事業については、（中略）必要性や費用対効果を十分吟味したうえで、実施することが望ましい。」「また上記に加え、実施計画に記載する事業のうち一の個人又は事業者等あたり1,000万円以上を支援するものについては、交付金の効果的・効率的な活用を促す観点

から、ホームページ等での公表及び公表内容等の実施計画への記載を求めている」と、一事業者に篤く支援することは慎重を期すよう記載がある。という上記ア、イの主張については、国の「Q&A 1—20」で示された補助事業に該当する内容であり、そのことをもって違法または不当とは言えない。

ウにも拘らず、本件補助金は、要綱第1条で「新型コロナウイルス感染症の影響によってダメージを受けた本町の地域コミュニティ及び地域経済の早期回復を図るため」としながら「古民家や店舗を活用した交流拠点の整備や歴史・文化・食などの地域資源を活かした新たなコンテンツの開発・磨き上げ、地域内周遊の促進」と極めて狭小な事業に限定した。という主張については、令和2年5月1日付の府地創第127号他で発出された国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱において示された基本的な枠組みの第1の目的としている事業に合致していることや、「Q&A 1—20」で示された補助事業に該当するものであり、『多度津町まちの再生・高付加価値化促進事業補助金交付要綱第3条第1項第3号には「その他、町の再生・高付加価値化に資すると町長が認める事業』も補助対象事業となっていることから、そのことをもって違法または不当とは言えない。

エ コロナウイルス感染症の影響が全町に及んでいるにも拘わらず交付対象者を（上位）二者のみとしたが、それは国の企図にもそぐわない。という主張については、国の「Q&A 1—20」で示された補助事業に該当する内容であり、そのことをもって違法または不当とは言えない。

③補助金額、補助率の不自然さについて

ア 本件補助金は、一事業者あたり100万円以上500万円迄とし、補助率は90%とされた。前述の通り、上限500万円は、国の方針の事実上の上限額であるが、本町としては過去に例のない高額かつ高補助率の補助金制度である。

イ 尚、事業者A及びBに、合わせて1,000万円を交付しているが、当該二者がみなし同一法人にあたるかどうかについての町の検証がない。A、Bの代表者は異なるが、事業者Bの代表者が、Aの理事を兼務しており、立地的にも協働して事業を進め、かつ連携していることは周知のことである。（資料20、21、22参照）また補助金申請目的の事業内容も、略同一であり、みなし同一法人でないことの確認は必要であった。仮にみなし同一法人であれば、本件補助金額は国の方針に対し全く不当になる。という上記ア、イの主張については、国の「Q&A 1—20」で示された

補助事業に該当する内容であり、そのことをもって違法または不当とは言えない。また、みなし同一法人の要件は、議決権の50%以上を持つ親会社ということなので、そのことをもって違法または不当とは言えない。

④募集方法の閉鎖性について

- ア 本補助金の応募・審査に際して、各事業者から町へ様々な問い合わせがあった。その際、町は問合せのあった事業者毎に個別に回答を行った。
- イ これは衡平な競争を促す観点から問題である。他の事業者への回答を知ることができれば同じ条件で応募作業を進めていける。そうすれば、より町に近い事業者が有利となることを回避できるが、そういう措置はなされなかった。各事業者からの問い合わせは、誰でも閲覧できる方法で開示されなければ衡平性は担保されない。
- ウ 本町にそれについての理解がないことは、選考会を採択する上で、その資格を疑う。という上記アからウの主張については、そのことをもって違法または不当とは言えない。

⑤選考方法の不味さについて

- ア 要綱第4条第2項に交付対象外についての規定がある。その第2号に「既存施設の改修のうち、単に維持修繕を目的とするもの」とある。事業者Bの補助金申請目的は、「煙突周りの屋根の改修」であった。町は「結果的にゲストハウスへの改修に供されていれば補助金交付は問題ないと」と説明するが、これには違和感がある。煙突周りの屋根の修繕は、令和3年6月のCFの目的であり、別棟のゲストハウスへ化は、令和3年12月のCFで調達済である。ゲストハウス化に重点をおけば二重金融となるし、屋根の修繕に重きをおけば単純修繕、即ちそのような資金は、補助金に頼らず借家人である事業者B乃至所有者（大家）にて負担すべきものである。税金が原資となる補助金の使途が雨漏りのする屋根の修理では町民の理解は得られない。
- イ また、要綱第7条第1項に「町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに提出された書類の審査を行うとともに、現地調査などの必要な調査、申請内容等に係る審査会を実施し、これらの結果を総合的に勘案して、補助金交付の可否を決定するものとする。」と規定している。このうち現地調査は、応募のあった全11事業者について全く行っていない。現地調査は必要であれば行うと解釈できるが、事業者Bにおいては、当時複数のCF、町以外の補助金等で1年中改修工事を行っていた。また改修箇所も、工事業者夫々で別になっており、本件補助金により一から始める他の応募事業者とは事情が異なる。現地確認せずに、補助金が

正しく活用されるか、実態が明らかになるものではない。町は、それを怠った。というよりむしろ、担当する課にそのノウハウがなかった。事業者から出された資料のみを抛りどころに、対象事業たる工事箇所を把握したつもりになっている。完工後現地を確認したとの説明はあるが、全く意味をなさない。尚、当社CF記述からゲストハウスは、補助金交付前の令和4年12月23日には完工済であった。(資料13参照)

- ウ 更に要綱第16条に「交付決定の取消し」事由が規定されている。第1号に「補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき」、第4号に「補助金の交付決定前に補助対象事業に着手したとき」とあり、それらに該当すれば交付決定は取消しとなるのである。CFで既に本件補助金と同じ使途で資金調達を行い、また屋根の改修工事は令和3年7月に着手済である。前述の現地確認を怠ったため、その検証を行う機会を町は逃している。換言すれば、現地調査をしないことでスムーズに事業者Bに交付決定できた、と言える。まさに交付ありきの所業であり、到底看過できない。自ら規定した条文の意味も目的も正しく理解せず、不作為により要綱を形骸化させた。という上記アからウの主張については、事業者Bの補助金申請目的は「煙突周りの屋根の改修」ではなく、「内側外壁改修工事」「西側屋根修繕工事」「煙突北側小屋組修繕工事」「内部吹抜け壁修繕工事」となっており、この工事を実施していることから、そのことをもって違法または不当とは言えない。

⑥プレゼンテーション手続きの不味さについて

- ア 一次の書類審査で、事業者Aに次ぐ2位であった第三事業者Cが、二次審査のプレゼンテーションで事業者Bに逆転され、補助金交付の対象から漏れたことは前述した。
- イ 審査会は、民間から4名、町から副町長、各課長ら6名の計10名で構成された。審査は、事業者A、Bが順当に選出されるよう実績と実現可能性に重きを置いた。
- ウ しかしながら書類審査で事業者Bは3位となり交付対象外となった。そのため申請要領、要綱に記載のないプレゼンテーション審査を行った。事業者A、Bは、自社内外で何度もプレゼンテーションを行っており巧み者である。プレゼンテーションに不慣れな他の事業者はまず太刀打ちできない。実際、順位が下げられた事業者Cのプレゼンテーションは「酷かった」、「具体性、実現性に欠けた」と評された。
- エ 公平な社会においては、このようなことは許されるべきではない。町は、準備不足なうえに不慣れな事務に町民を追い込み、その尊厳を踏みにじ

った。本件が、町民から「出来レース」と評される所以でもある。順位が変わるようなプレゼンテーションは行うべきでなかったし、仮にそうせざるを得ない場合も、事業者Cが、全く補助金が得られないというような事態は回避すべく何らかの手立てを講じるべきであった。

オ 手品ではミスディレクション（誤認への誘導）が常套手段であるが、本件補助金の制度設計にも同様の手口が仕組まれており、悪質かつ不当である。という上記アからオの主張については、そのことをもって違法または不当とは言えない。

⑦要綱策定上の不備について

ア 要綱に規定していながらそれを正しく運用していなかったことをすでに指摘しているが、そもそも要綱自体が不十分である。

イ まず、全ての応募（希望）者が衡平に扱われるための方策がとられていない。Q&Aが等しく開示されていないことがその第一である。要綱に規定すべきであった。

ウ 現地調査等の必要に応じて行うとした事務について、やる、やらないを判断した証左を全く残していない。その旨も規定しておくべきであった。

エ 要綱第16条の交付決定の取消し事由についても、事後に取消しとなる事由を、事前の審査の過程で検証しておく規定がない。後で取消しするのであれば事前に確認しておくべきであるし、取消し事象が判明したときに取り消さないことも問題である。

オ 事業の着手の概念も曖昧である。事業の着手の準備段階として資金調達や、事業計画のどの段階がそれにあたるか、定めがない。補助金はまさに現金であるため、交付してしまえば当該補助金がどの事業に充てられたか、判別することは難しい。年中改修工事を行い資金調達に忙しかった事業者Bにおいては、外部から判別することは、まず困難であり、やはり現地調査を行う等、慎重の上にも慎重に審査事務を行うべきであった。二重調達、資金流用を検証するにもその手立ての規定がない。

カ もう一点、補助金のトレースの規定がない。要綱第8条で「町長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の進捗状況について報告を求め、又は実地調査をすることができる。この場合において、町長は、補助対象事業が補助金交付決定の内容（中略）に適合しないと認める時は、補助事業者に対し、必要な措置を講じるよう求めることができる」と規定されている。問題は、報告を求めたり実地調査をしたりするのは、「事業の進捗状況」であって、補助金がどう使われたかは直接の対象になっていない。即ち、補助金がどう使われたかのトレースが可能に

なっていない。町として一番知るべき事柄についての規定がない。

キ 要綱第12条第2項において、向こう3か年度に亘り事業者から利用実績や効果についての実績報告を受けると規定している。過去にない規模の補助金交付事務に対して悠長な規定と言わざるを得ない。事業者Aにおいて、令和5年3月に改修工事が完工した旨報告されているが、肝心の補助事業の対象である宿泊事業の許可をとることもなく、令和5年9月の定例議会の一般質問で採り上げられるまで、その対応がなされていなかった。事業者Aは、特定非営利法人（NPO法人）であるため事業内容、決算を開示している。令和5年6月の当局への報告時点で、新たな事業として宿泊事業は届出がなされておらず、また資産勘定に宿泊施設の項目も見当たらない。（資料16参照）。事業者Aの民泊事業は、令和5年9月18日に漸く同社HPに民泊申請準備中との記載がされ、同年同月21日に申請が受理された旨の記載があった。要綱にないプレゼンテーションで「実現可能性」「熱意」「意欲」を町は確認したにも拘わらず、である。資金トレースもさることながら、町はこれらを全く関知しておらず交付ありきの姿勢とみられ不味である。という上記アからキの主張については、そのことをもって違法または不当とは言えない。

2. 補足について

ア 本件補助金交付事務について小職が令和5年9月定例議会において一般質問を行い、町行政事務を糺した。一般質問時「事業者BのCFについて町は知っていたか」との質問に対し町は「CFについては確認できていませんでした」と答弁を行っている。当然、CFの調達不調と本件補助金企画とを関連付けさせないことを意図したものと判断する。実際には、公職選挙法に抵触しない方法を十分に確認した上で、町長名で応援メッセージを寄せる程、前のめりに支援をする関係にあったにも拘わらず、である。補助金交付対象者の調達状況を把握した上で補助金を立案・交付したことは極めて不当な行為である。という主張については、そのことをもって本件補助事業が違法または不当とは言えない。

イ 更に令和4年度までに、本町のみで、事業者Aに対し960万700円、事業者Bに対し1,166万円の補助金を交付している。二社合計では2,126万700円である。本町においてこのように多額の補助金の交付を受けている事業者はない。もはや町行政の裁量権を大きく逸脱しており異常である。という主張については、そのことをもって本件補助事業が違法または不当とは言えない。

3. 結論について

以上の通り、本件補助金交付事務は、対象者の資金調達ニーズを承知して、恣意的に交付をしており衡平性を欠いていると評価すべきであること、要綱について、公金（補助金）が適切に支出され、その後のモニタリングが適切に行われるための規定もなく、また要綱に沿った正しい運用がなされておらず、ずるずると公金が支出されているというべきである。

本件補助金の交付については、町長に、地方自治法第 242 条第 1 項にいう、「違法もしくは不当な公金の支出、・・・財産の管理若しくは処分」があったと認められる。また、要綱の整備及び運用を誤ったことについては、町長に、同項にいう、「違法若しくは不当に・・・財産の管理を怠った」事実があると認められる。

この結果、町長は、町に補助金として交付された金 9,969,000 円の損害を被らせているというべきであるから、損害を補填させるため、町長に、補助金相当額を、町に返還するよう請求する措置を求めるものである。という主張については、補助金の支出の違法または不当を判断するに当たり、補助金の支出が違法となる場合は、補助金の支出につき公益上の必要があると判断したことについて裁量権の逸脱又は濫用あった場合（最高裁平成 17 年 11 月 10 日判決）であり、不当となる場合は、補助金の支出につき公益上の必要があると判断したことについて裁量権の逸脱又は濫用に当たらない程度の不合理な行使があった場合と解するのが相当であるとの判例に基づいて請求書類及び監査対象部局の本件補助事業における関係書類を慎重に監査した結果、本件請求人の主張をもって違法または不当な財務会計行為での公金の支出とは言えないという判断に至り、多度津町監査委員 2 名の合意により本件請求は理由がないものと認めて棄却する結論を下した。